

令和元年11月18日

鳥取大学医学部医学科推薦入試Ⅱ（特別養成枠）を
受験希望の皆様へ

鳥 取 大 学

令和2（2020）年度鳥取大学推薦入試Ⅱにおける定員増（特別養成枠）
に伴う募集人員等の変更について（お知らせ）

鳥取大学医学部医学科では「地域における医師不足の解消のため、地域の医師確保に係る奨学金を活用し、地域医療等に従事する明確な意志をもった学生の選抜枠を設定し医師定着を図ろうとする大学」として、特別養成枠（募集人員5人）の増員が認められました。

については、令和2（2020）年度鳥取大学推薦入試Ⅱ学生募集要項について下記のとおり変更をお知らせします。

推薦入試Ⅱ医学部医学科特別養成枠志願者は、令和2（2020）年度鳥取大学推薦入試Ⅱ学生募集要項及び下記の内容をご確認のうえ出願いただきますようお願いいたします。

記

1. 推薦入試Ⅱ募集人員（医学科）

| 変更後 | | 変更前 | |
|--------------|-----------|-----|-----|
| 一般枠 | 15人 | 一般枠 | 15人 |
| 地域枠 | 5人 | 地域枠 | 5人 |
| 特別養成枠 | 5人 | | |

※ 「一般枠」の合格者が募集人員に満たない場合、その欠員は一般入試の合格者で補充します。

「地域枠」の合格者が募集人員に満たない場合、その欠員は「一般枠」の募集人員に加えます。それでもなお、合格者が募集人員に満たない場合、その欠員は一般入試の合格者で補充します。

「特別養成枠」は、地域の医師確保のための臨時的な増員分であり、令和3年度入試まで継続予定です。「特別養成枠」は「一般枠」「地域枠」とは別枠で選抜し、合格者が募集人員に満たない場合、その欠員は「一般枠」「地域枠」及び一般入試の合格者では補充しません。

【特別養成枠とは】

特別養成枠とは、鳥取県の医療に貢献する意志がある入学者の皆さんに対し、修学上必要な資金（奨学金）を貸与する鳥取県緊急医師確保対策奨学金制度を活用し、地域医療等に従事する明確な意志をもった学生を選抜する入学定員枠です。奨学金の詳細については、鳥取県のホームページ等で確認してください。

2. 出願要件

鳥取県に「鳥取県緊急医師確保対策奨学金の予約奨学生」の申請をしている者で、高等学校を平成30年3月及び平成31年3月に卒業した者（平成29年4月から平成31年3月までの学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。以下「既卒者」という。）並びに令和2年3月卒業見込みの者（平成31年4月以降、学年の途中において高等学校を卒業した者を含む。以下「卒業見込者」という。）であり、かつ、令和2年度大学入試センター試験を受験する者で、次の各号に該当し、将来、鳥取県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持ち、高等学校長が責任をもって推薦できる者

- (1) 医学に興味を持ち、人物・学力が優秀な者
- (2) 合格した場合は、入学することを確約できる者
- (3) 推薦できる人数

卒業見込者：1 高等学校につき一般枠、地域枠を含め8人以内

既卒者：推薦人数の制限はない

- (4) 入学後、鳥取県の奨学金を必ず受給することを確約できる者

※ 出身高等学校が鳥取県内の高等学校以外の者は、予約奨学生の資格要件について、事前に鳥取県に確認の上、出願すること。

3. 高等学校の卒業年月と出願区分

| 卒業年月 | 出願区分 | | |
|-----------------------|------|-----------------------|-------|
| | 一般枠 | 地域枠 (鳥取県内の高等学校に限る) | 特別養成枠 |
| 平成31年4月～令和2年3月（卒業見込み） | ○ | ○ | ○ |
| 平成30年4月～平成31年3月 | × | ○ | ○ |
| 平成29年4月～平成30年3月 | × | ○ | ○ |

※1 卒業見込者は「一般枠、地域枠、特別養成枠」の最大3区分まで併願が可能です。

既卒者は「地域枠と特別養成枠」の併願が可能です。

※2 出願後に「出願区分を変更することはできませんので、鳥取県の奨学金制度を十分理解のうえ出願してください。

・医学科特別養成枠奨学金制度

| | |
|---------|---|
| 奨学金の額 | 15万円/月（年額180万円） |
| 貸付期間 | 6年間 |
| 返還免除の条件 | 卒業から2年以内に医師国家試験に合格し、その後9年間を鳥取県職員（医師）として、知事が勤務を命ずる鳥取県内医療機関に勤務した場合（臨床研修期間を含む） |
| 勤務先 | 鳥取県内の自治体立病院・診療所、公的病院（鳥取大学附属病院、国関係機関を除くが、初期研修・後期研修の場合にあってはその限りではない） |
| 診療科 | 派遣先の病院からの要望状況により診療科が限定される場合あり。 ※現在のところ「内科、産科、小児科（脳神経小児科を含む）、精神科、救急科」への派遣を想定。 |
| 初期研修 | ◆鳥取県内病院に限定（マッチング参加） ◆この期間は返還免除に係る年数として算定 |

その他、奨学金制度の詳細については、鳥取県のホームページ等で確認をしてください。

○鳥取県ホームページ

<https://www.pref.tottori.lg.jp/252957.htm>

○奨学金に関する問い合わせ

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

電話：0857-26-7195 E-mail：ishikakuho@pref.tottori.lg.jp

4. 出願書類

鳥取大学医学部医学科推薦入試Ⅱ（特別養成枠）を志願する者は、令和2（2020）年度鳥取大学推薦入試Ⅱ学生募集要項P.18の出願書類及び『鳥取県緊急医師確保対策奨学金予約奨学生申請書の写し』を提出してください。

5. 合否判定方法

「一般枠」「地域枠」「特別養成枠」のそれぞれの区分で総合点の高い順に合格とします。同点の場合は、面接の得点の高い者を上位とし、さらに同点の場合はセンター試験の数学及び理科の合計点の高い者を上位とします。

- ・ 「一般枠と地域枠」又は「一般枠と特別養成枠」の区分で出願した場合の合否判定方法は、それぞれ「地域枠」又は「特別養成枠」を優先して選抜し、合格者とならなかった場合、「一般枠」として選抜の対象となります。
- ・ 「地域枠と特別養成枠」の区分で出願した場合の合否判定方法は、「特別養成枠」を優先して選抜し、合格者とならなかった場合、「地域枠」として選抜の対象となります。
- ・ 「一般枠と地域枠と特別養成枠」の区分で出願した場合の合否判定方法は、「特別養成枠」を優先して選抜し、「特別養成枠」の合格者とならなかった場合、「地域枠」として選抜の対象となり、「地域枠」の合格者とならなかった場合、「一般枠」として選抜の対象となります。

- ・ 「特別養成枠」について、予約奨学生申請の結果、予約奨学生に決定されなかった者は、「特別養成枠」の合格者にはなりません。
- ・ なお、面接試験において医療人としての適性を評価し、不適格と判定した場合は、不合格とすることがあります。

6. 問い合わせ先

【入試に関すること】

学生部入試課入学試験係 電話 0857-31-5061

米子地区事務部学務課教育企画係 電話 0859-38-7096

【奨学金に関すること】

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課 電話 0857-26-7195

7. 出願書類提出先

鳥取大学学生部入試課

〒680-8550 鳥取市湖山町南4丁目101番地

電話 0857-31-5061

【参考：鳥取大学入学試験情報ホームページ】

URL：<http://www.admissions.adm.tottori-u.ac.jp/>